

インボイス制度 対策セミナー

～導入に向けた実務対応ポイント～

令和4年8月22日（月） 15：30～17：00

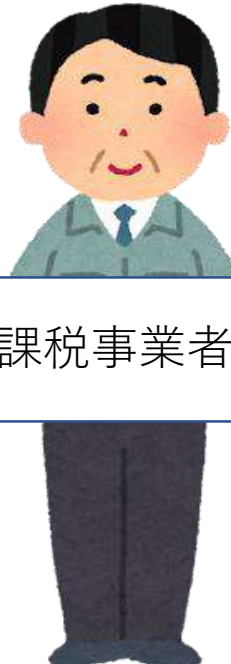
浜松商工会議所

消費税対応は、まず事業者登録から

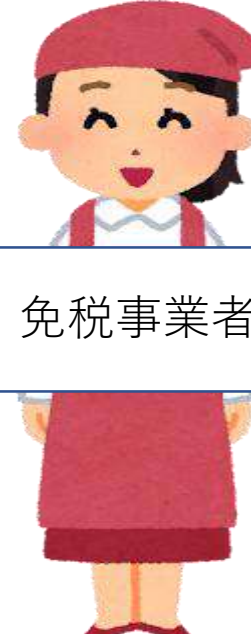
令和3年10月1日から

「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート！

消費税の新制度への対応には、事前準備が必要です。
まずはインボイス制度を理解しましょう。



課税事業者



免税事業者

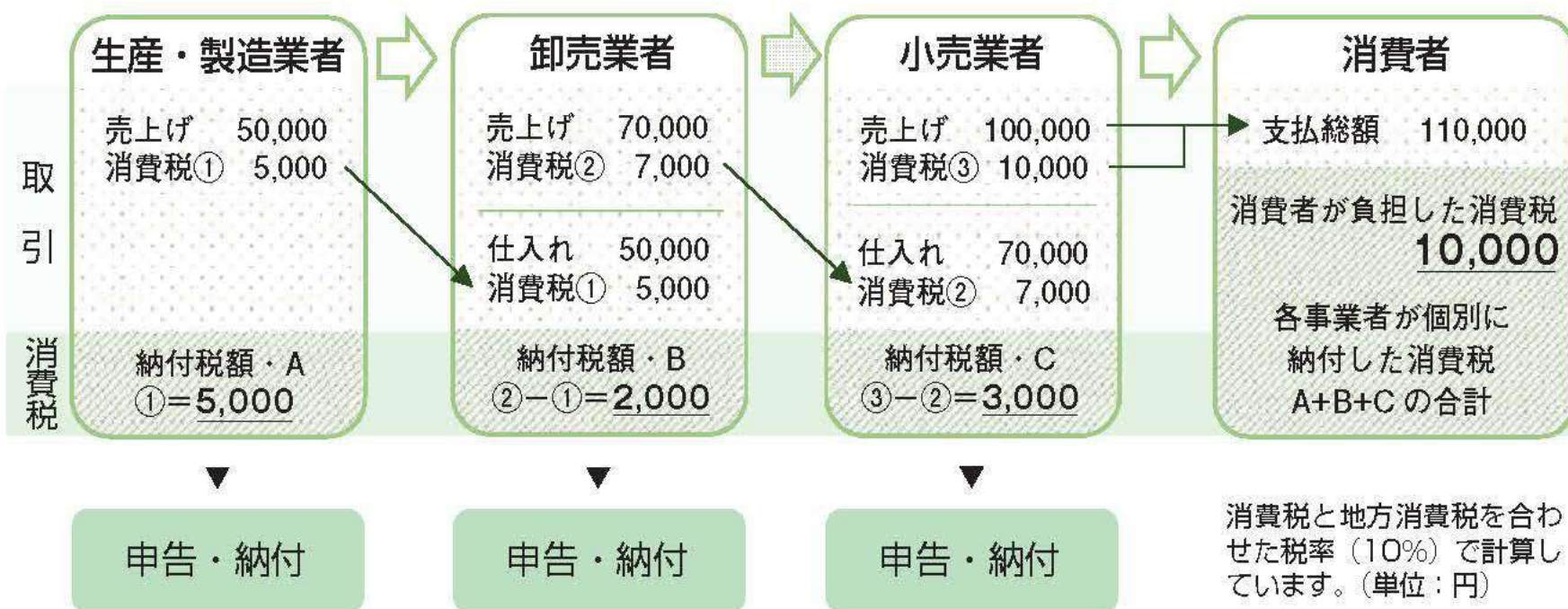


I .消費税の基本的な仕組み

1 - 1 .消費税とは

消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



I .消費税の基本的な仕組み

1 - 2 .消費税とは

税率は、

標準税率 10%

軽減税率 8%

の**複数税率**です。 ※ 令和元年10月1日～

課税事業者と免税事業者

- 基準期間^{※1}の課税売上高が1000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。（「課税事業者」といいます。）。 ※1 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度
- 基準期間の課税売上高が**1000万円以下**の事業者は、原則として消費税の**納税義務が免除**され、消費税の申告を行う必要はありません。（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを**選択**することができます。

I .消費税の基本的な仕組み

2 .消費税額の計算方法等

課税売上に係る消費税額（預かった）から、課税仕入れ等に係る消費税額（支払った）を差し引いて計算します。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

仕入税額控除

仕入税額控除の要件が変わります

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

ここが変わります

Ⅱ .適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 .適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

複数税率に対応したものとして導入される、仕入れ額控除の方式です。

○買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。

導入時期

令和5年10月1日に導入されます。

適格請求書とは

- 「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書などをいいます。
- 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

2 - 1. 適格請求書の記載事項

適格請求書に必要な記載事項は以下のとおりです。

○様式は、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- **下線**の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

※⑥がない

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

2-2. 適格請求書の記載事項

適格請求書

請求書

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ①

△△商事(株)
登録番号 T012345... ①

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルケット	2,000円 ③
	...	
合計 120,000円		消費税 11,200円 ⑤
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④

* 軽減税率対象 ③

適格簡易請求書

②

××年11月30日

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T012345... ①

③

領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324 ④
10%対象		¥550 ④
③	* 軽減税率対象	
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

3 - 1. 記載に当たっての留意点

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

○端数処理は「切上げ」「切捨て」「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

適格請求書に係る電磁的記録の提供及び保存

- 適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、電子データ（**電子インボイス**）で提供することができます。
- 電子データは一定の要件を満たした方法で保存する必要があります。
- 電磁的記録の提供を受けた事業者は、電子データを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

3 - 2. 記載に当たっての留意点

Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、**買手が作成**する**仕入明細書等**を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

仕入明細書
《4月分》 ○年○月○日

●● (株)御中
登録番号:T123456...

(株)△△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします。

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	支払金額（税抜）	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
		...		
合計		支払金額（税抜）	消費税額等	
	8%対象	100,000円	8,000円	
	10%対象	110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文章を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

《仕入明細書等の記載事項》

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② **課税仕入れの相手方**の氏名又は名称及び**登録番号**
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

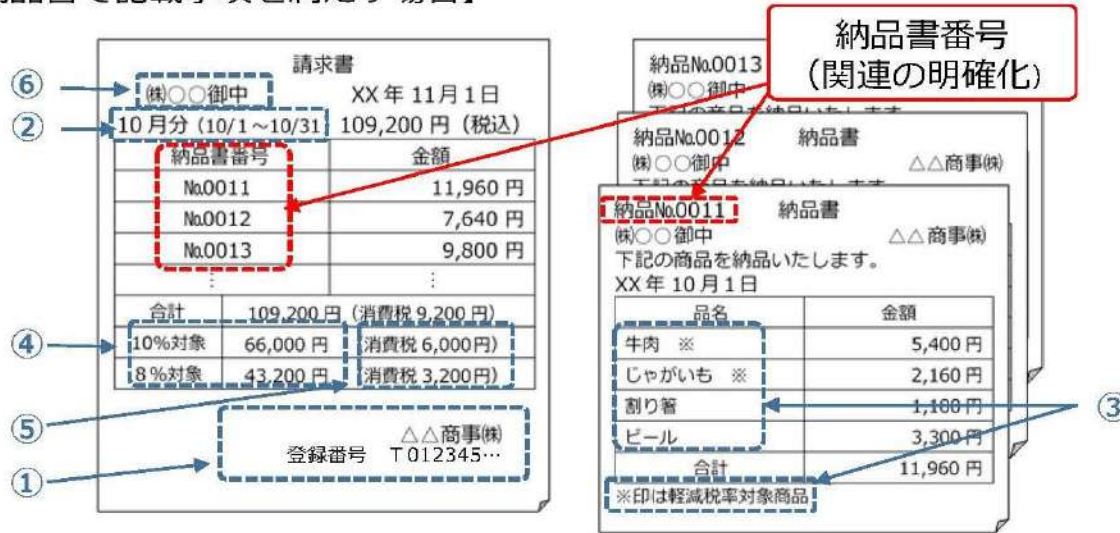
Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

3-3. 記載に当たっての留意点

Point 複数の書類による対応

○適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみ全ての記載事項を満たす必要はありません。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

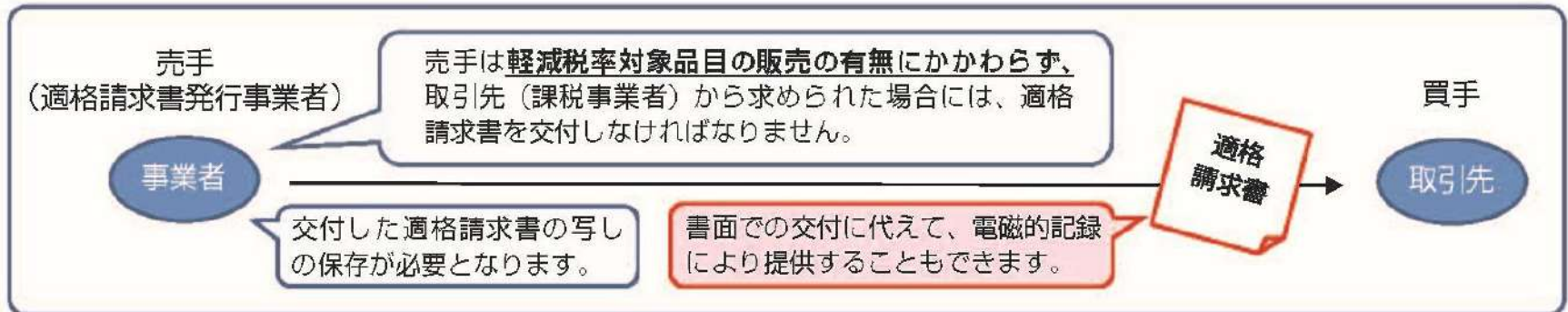
Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

4-1. 売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- 適格請求書の交付義務
- 適格返還請求書の交付義務（返品や値引きがあった場合）
- 修正した適格請求書の交付義務（誤りがあった場合）
- 写しの保存義務（控えの保存）

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付するすることは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



Ⅱ.適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

4-2.売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）

交付義務の免除（売り手からみて）

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行う者に限ります。）
※受託者が委託者に代わって書類を発行することになります。
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
※農協等が書類を発行することになります。
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

Ⅱ.適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

5 - 1.買手の留意点（仕入税額控除の要件）

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される「交付義務の免除」（P 1 2）①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

Ⅱ .適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

5 - 2 .買手の留意点（仕入税額控除の要件）

Point 3万円未満の課税仕入れ

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

Point 免税事業者からの課税仕入れ

- 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額控除相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

Point 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

6-1. 税額計算の方法

製品を仕入れた相手が課税事業者か免税事業者かで、課税事業者であるCホームセンターは消費税の納付税額が変わってしまいます。

例① Cホームセンターが課税事業者であるA工房から仕入れた場合



例② Cホームセンターが免税事業者であるB工房から仕入れた場合



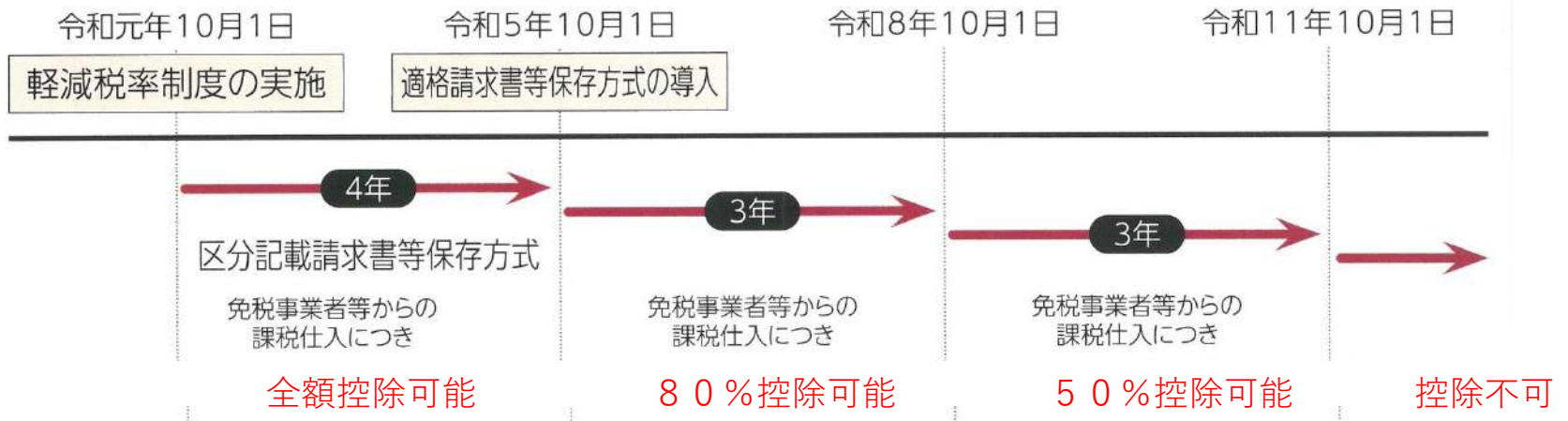
Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

6-2. 税額計算の方法

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- **ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定の割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。**

◎経過措置を適用できる期間



※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入である旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」より作成

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

6-3. 税額計算の方法

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置具体例



令和元年10月1日

令和5年10月1日

令和8年10月1日

令和11年10月1日

軽減税率制度の実施

適格請求書等保存方式の導入



区分別記載請求書等保存方式

免税事業者等からの課税仕入れにつき

免税事業者等からの課税仕入れにつき

免税事業者等からの課税仕入れにつき

全額控除可能

80%控除可能

50%控除可能

控除不可

Cホームセンター

支払金額	44,000円
仕入	40,000円
消費税	4,000円

支払金額	44,000円
仕入	40,000円
消費税	4,000円

支払金額	44,000円
仕入	40,800円
消費税	3,200円

支払金額	44,000円
仕入	42,000円
消費税	2,000円

支払金額	44,000円
仕入	44,000円
消費税	0円

納付額 5,000円

納付額 5,000円

納付額 5,800円

納付額 7,000円

納付額 9,000円

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

7-1. 適格請求書発行事業者の登録申請

登録を受けるには

- 登録を受けようとする事業者は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」（以下「登録申請書」と言います。）の提出が必要です。

申請から登録まで流れ

税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。 ※税務署から登録通知書が交付されます。

- 通知される登録番号の構成は以下のとおりです。

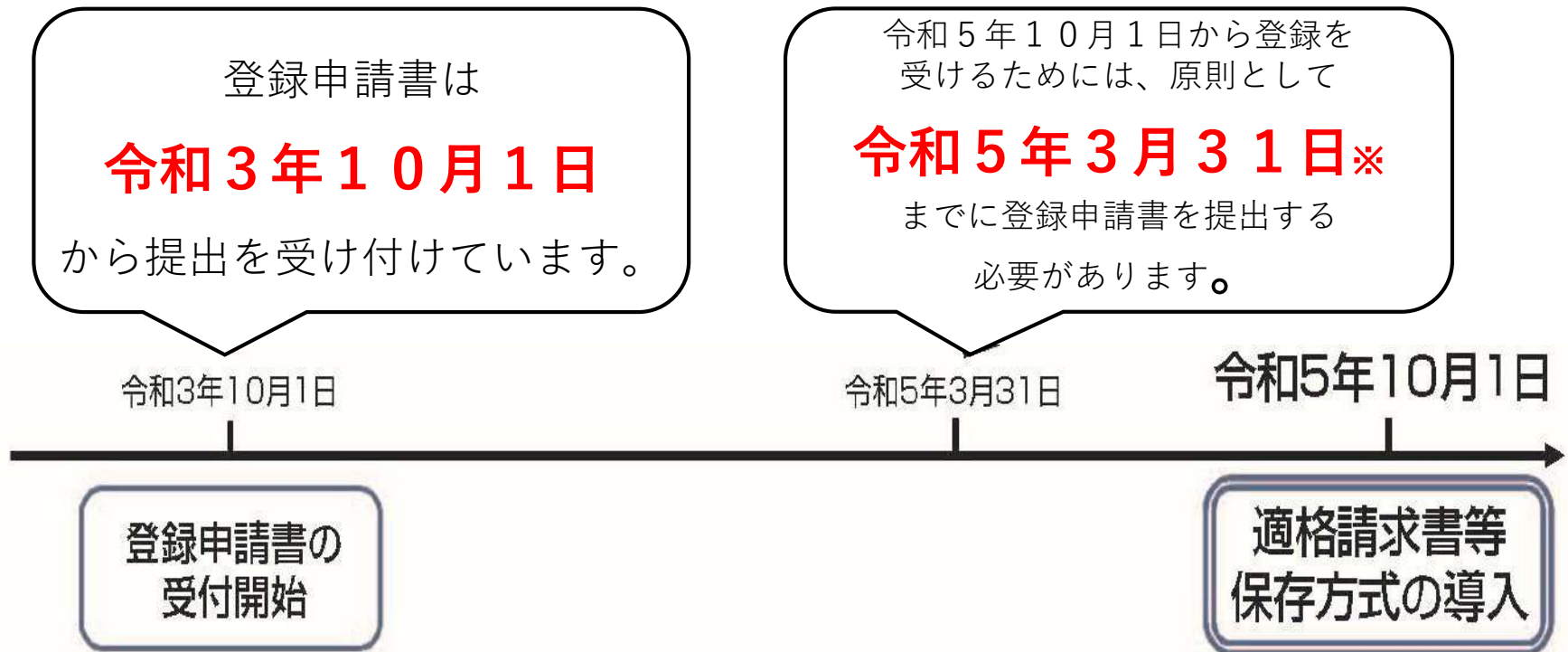
- ・ 法人番号を有する課税事業者：T + 法人番号
- ・ 上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）：T + 13桁の数字

公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

7-2. 適格請求書発行事業者の登録申請

登録申請のスケジュール



登録申請は、e-Taxにより提出ができます。（令和3年10月1日～）

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

7 - 3. 適格請求書発行事業者の登録申請

免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、**課税事業者**を**選択する**必要があります。

【例①】 個人事業者や12月決算法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和○年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を前年の11月30日※までに提出する。

※課税事業者となる課税期間の初日（令和○年1月1日）の前日（前年の12月31日）から起算して**1月前の日**

Ⅱ. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

7-4. 適格請求書発行事業者の登録申請

免税事業者の登録手続

ただし、**令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合**は、登録を受けた日から課税事業者となる**経過措置**が設けられています。

（令和11年9月30日を含む課税期間までは引き続き課税期間の途中からの登録が可能）

○ **登録申請書を提出**します。

※ この場合、**「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。**

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、**令和5年10月1日から登録を受ける場合**

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令5.3.31※) ↓	登録日 (令5.10.1)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

※ 令5.3.31までに提出することが困難な事情がある場合は、令5.9.30まで。

Ⅱ .適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

7 - 5 .適格請求書発行事業者の登録申請

Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると・・・
 - ⇒ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。
 - ⇒ 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません。（交付義務）
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

Ⅲ. 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」 導入に当たっての事前準備

「適格請求書等保存方式」への対応には、次のような事前準備が必要です。

売り手
として

- ① 請求書等の様式（フォーマット）の変更。
- ② インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- ③ 必要に応じて、レジや経理・販売・受注システムなどのシステムの投資・改修等。
- ④ 買い手である取引先に対して、「適格請求書発行事業者の登録・登録番号」「交付するインボイスの様式」「インボイスの交付方法」を連絡するかの検討。
- ⑤ インボイス制度に係る社員研修の実施。

買い手
として

- ① 必要に応じて、経理・購買・発注システムなどのシステムの投資・改修等。
- ② 売り手である取引先に対して、「適格請求書発行事業者の登録の有無」「受領するインボイスの様式」「インボイスの受領方法」の確認。
- ③ インボイス制度に係る社員研修の実施。

売り手にとって「適格請求書発行事業者」登録は、事前準備の第一歩といえます。

IV. 免税事業者が検討すべきこととは？

事業の実態等を踏まえ、次のような場合を想定して、「適格請求書発行事業者」の登録申請をするかどうか検討しましょう。

- ① 顧客が消費者のみの場合には、必ずしも「適格請求書発行事業者」登録は必要ではありません。
- ② 登録申請すると消費税の申告・納税が必要になります。
- ③ お客さまや取引先から「適格請求書等」の発行を求められる可能性がありますか。
- ④ 「適格請求書等」を発行できないと、課税事業者の取引先から消費税分の値引きを要求されたり、取引が見直されたりする懸念がありますか？

(公正取引委員会Q & Aで対応を確認)

- ⑤ 登録申請する場合には※簡易課税制度の適用を検討する。

※前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者は、届出により簡易課税制度を選択でき、課税売上高に係る消費税額に下記のみなし仕入れ率を乗じた金額を仕入税額控除とすることができます。

みなし仕入れ率

第一種事業（卸売業）	90%	第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%	第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（サービス業等）	50%	第六種事業（不動産業）	40%

V.参考

補助金について

小規模事業者持続化補助金

- 販路開拓等（生産性向上）の取組の経費の一部を補助します。
- 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者は、補助上限が増額されます。

【申請枠一覧】

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者3/4)	2/3			
補助上限	50万円	200万円				100万円

【対象となる取組の例】

- ① 広告宣伝
- ② 集客力を高めるための店舗改装
- ③ 商談会・展示会への出展
- ④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
- ⑤ ITを活用した広報や業務効率化

【お問い合わせ先】

浜松商工会議所 中小企業相談所

電話：053-452-1115 [9:00~17:30 (土日祝日・年末年始除く)]

【直近の申請〆切】
第9回：9/20(火)

V.参考

補助金について

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

- 今年度より導入された「デジタル化基盤導入類型」では、インボイス制度への対応も見据え企業間取引のデジタル化を推進します。
- 会計・受発注・決済・ECの機能を持つソフトウェアや、ハードウェアの購入費が対象です。

類型名	令和3年度補正予算 デジタル化基盤導入枠			複数社連携IT導入類型	令和元年度補正予算 通常枠	
	デジタル化基盤導入類型				A 類型	B 類型
補助額	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	5万～350万		～10万円			
機能要件	内、5万円～50万円以下部分	内、50万円超～350万円部分	左記ITツールの使用に資するもの		1プロセス以上	4プロセス以上
補助率	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	1/2以内		1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費			1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内 1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((1)+(2))及び事務費・専門家費)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

【お問い合わせ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
電話：0570-666-424 [9:00～17:30 (土日祝日を除く)]

【直近の申請〆切】

第10次：9/5(月)

V.参考

補助金について

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している**個人事業主**や**中小企業**等の皆様が行う**デジタル化**の取り組みにかかる経費が対象です。

テレワーク用のPC・タブレット等の購入費、
キャッシュレス決済導入費などが対象



【対象期間】

令和2年4/1～令和4年9/30

【申請受付期間】

令和4年6/1～令和4年10/31

2020年4月以降
に取り組んでいる
デジタル化
にかかる経費を
全額補助

2022年9月末までに取り組む事業が対象
令和3年度上限まで補助された場合は対象外

上限
法人 **20**万円
個人 **10**万円
補助金を支給

申請は1事業者につき1回まで
昨年度補助を受けている場合、上限額の差額分

2021年
(1月～12月の合計額)
の売上が
前年又は**前々年**
の売上と比べて
10%以上減少

している事業者

問合せ

浜松市新型コロナウイルス感染症対策
デジタル化補助金事務局

〒430-0944 浜松市中区田町324-3出雲源互助会田町ビル3階

電話 053-489-5576 (平日9:30～17:00)



インボイス制度 対策セミナー

～導入に向けた実務対応ポイント～

END